

地域保健福祉委員会 送付 28 - 1

千代田区における障害者施設施策及び組織の拡充を求める陳情

受付年月日 平成 28 年 2 月 10 日

陳 情 者

陳情書

(趣旨)

障害をもつ子どもたちが、地域で自立して暮らしていくためには、一生涯にわたり一人一人の情報が持続、蓄積されていく中で、個別支援計画がつくられていくことが必要です。

2000年以降、千代田区においても、1)教育、2)就労、3)住居について、環境整備が進められてきましたが、きわめて不十分な状況です。

本年4月より、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害者差別解消法」がスタートします。

千代田区におかれましても、これを機に障害を持つ子どもたちの現状状況を検証し、実態を把握し、地域で自立して生活できる共生のしくみを、当事者および当事者の親たちとともに、具体的に進めていただきたく、ここに陳情いたします。

- 1 障害者支援の行政組織が、現状では福祉、教育、子育て、住宅と多くの所管にまたがり、全体を把握する部署がありません。教育・子育て・住宅を含めて把握できる専任の組織整備を求めます。
- 2 当事者及び当事者の親たちと所管課との話し合いの場の設置を求めます。
- 3 喫緊の課題として、以下の施設整備を求めます。

(1) 障害者の親亡き後を見通した終のすみか(グループホーム)の整備

障害者の親は、いつも親亡き後の子どもの生活が心配でなりません。千代田区には障害者入所施設がなく、グループホームは区内に2箇所あつても満床で利用ができません。区が委託運営している「ふぁみりあ」は3年通過型の施設のため、重度障害者には向かず、軽度の障害者にも終の住処としての利用はできません。年老いた親が自分の生活もままならない状況で、泣く泣く住み慣れた千代田区から地方の施設に子どもを送り出すという話しを聞いたたび、子どもの未来が心配でなりません。障害者が安心して千代田区に居住できるよう、障害者入所施設や障害に応じたグループホームなどの整備を大至急お願いいたします。

(2) ショートステイの増床

障害者のショートステイ利用について、18歳以上では「ふぁみりあ」に男女それぞれ1床あり、受給者証があれば利用できます。しかしながら、利用したいと思っても1床では利用希望が重なり、必要な時に利用できません。18歳未満の障害児については区内に利用できる施設すらありません。他区の施設に申し込みをしても、在住区民優先のため利用できず、家族の負担が増すばかりです。家族の休養のためのレスパイト制度もお考えいただき、障害者も障害児もショートステイを活用できるよう、ショートステイの増床と施設整備をお願いいたします。

平成28年2月10日

千代田区議会議長 戸張 孝次郎 殿